

平成 30 年 5 月 26 日
長野地方気象台

平成 30 年 5 月 25 日 21 時 13 分頃の長野県北部の地震に伴う 大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について

平成 30 年 5 月 25 日 21 時 13 分頃の長野県北部の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった長野県栄村について、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用します。

平成 30 年 5 月 25 日 21 時 13 分頃の長野県北部の地震により、長野県では栄村で震度 5 強を観測しました。

栄村では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、栄村では、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村：長野県栄村

【参考】平成 29 年 6 月 25 日に発生した長野県南部の地震による暫定基準を継続している長野県内の市町村

暫定基準：通常基準の 8 割

暫定基準を設けている市町村：木曾町、王滝村

これら市町村の暫定基準は 5 月 30 日 13 時をもって廃止し、通常基準とする予定です。（5 月 23 日 報道発表）

なお、土砂災害警戒判定メッシュ情報 についても、今回の暫定基準を反映した判定結果となるため、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

また、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

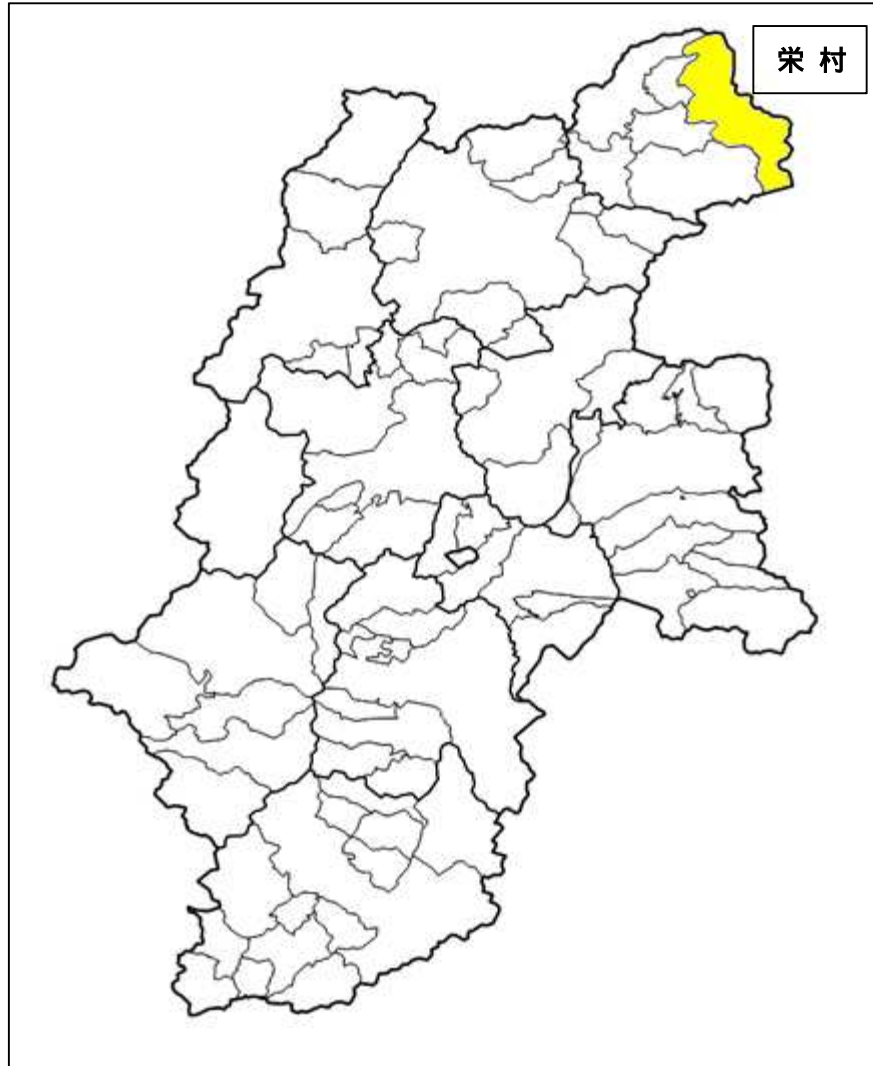
土砂災害警戒判定メッシュ情報は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。


<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

問合せ先：長野地方気象台（電話 026-232-3773）

別紙

通常基準を暫定的に変更する市町村（栄村）



 警報・注意報の基準を8割に引き下げる市町村